

令和8年第5回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和8年4月24日(金) 午後3時00分～午後3時53分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
	委員	岩谷 史人
事務局	教育部長	谷口 英将
	学校教育課長	甲谷 英司
	生涯学習課長	木村 純一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	川瀬 真由美
	ナウマン象記念館長	添田 雄二
	総務係長	小野 敦
	学校教育係長	佐々木 英行
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏
	学校教育推進員	袴田 孔

4 議 事

- 承認第4号 専決処分した事件の承認について（幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について）
- 承認第5号 専決処分した事件の承認について（要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について）
- 承認第6号 専決処分した事件の承認について（令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について）
- 議案第37号 令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について
- 議案第38号 幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第39号 幕別町教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第40号 幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について
- 議案第41号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について
- 議案第42号 幕別町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について
- 議案第43号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について
- 議案第44号 幕別町学校運営協議会委員の任命について
- 議案第45号 幕別町スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第46号 幕別町図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第47号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 ただ今から、令和8年第5回幕別町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日一日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番、東委員、4番、小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和8年第4回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

日程第4、事務報告であります。本日の事務報告はありませんので、早速、議件に入ります。

日程第5、承認第4号、「専決処分した事件の承認について（幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について）」、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷 英司） 承認第4号、「専決処分した事件の承認について」、ご説明申し上げます。議案書の1ページになります。

幕別町教育研究所につきましては、本町における教育の専門事項の調査研究と教職員研修の企画等を行っており、幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命につきましては、議案書2ページ後段に記載のとおり、幕別町教育研究所規程第5条の規定に基づき、教育委員会が任命するものであります。

議案書の1ページにお戻りください。

任命するにあたり、会議を開くいとまがありませんでしたので、令和8年4月1日付けで、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

議案に記載のとおり、所長には、忠類小学校校長の「島田 諭」氏を、議案書の2ページをお開きください。副所長には、札内北小学校教頭の「斉藤 雅彦」氏を、所員には、まくべつ学園教諭の「今井 祥子」氏、白人小学校教諭の「高平 昂太」氏、札内南小学校教諭の「三上 雅代」氏、札内北小学校教諭の「川崎 将」氏、まくべつ学園教諭の「小倉 康代」氏、札内中学校教諭の「坂下 凜樹」氏、札内東中学校教諭の「中山 開」氏、忠類中学校教諭の「横山 はる美」氏の所長1名、副所長1名、所員8名を任命したものであります。

それぞれの任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっており、任期満了に伴い、本年度新たに任命するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご承認のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、承認第4号については、原案のとおり承認しました。

次に、日程第6、承認第5号、「専決処分した事件の承認について（要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について）」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、日程第7、承認第6号、「専決処分した事件の承認について（令和8年度幕別町一般会計補正予算の要

求について)」と、日程第8、議案第37号、「令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について」は、同会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第9、議案第38号、「幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校給食センター所長(守屋 敦史) 議案第38号、「幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

このたびの改正は、国が小学校段階の学校給食費の負担軽減策として、給食無償化の経費を盛り込んだ給食費負担軽減交付金を創設し、本年4月に関連予算が成立しましたことから、本町におきましても本交付金を活用し、小学校及び義務教育学校前期課程児童の給食費を本年度から無償化とするべく、幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

1月の教育委員会会議の際に、同じく学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案させていただき、給食費の額の改定等について、ご承認をいただいたところでありますが、その際、小学校及び義務教育学校前期課程の児童の給食費については、265円に改正をしたところであります。

議案書の中段になりますが、附則に次の1項を加えるとして、小学校及び義務教育学校前期課程の給食の特例として、今回、新たに附則の3として、「当分の間、小学校及び義務教育学校前期課程における給食費については第5条第1項の表中「265円」とあるのは、「0円」と読み替えて適用する。」という条文を加え、これにより小学生の給食費を、実質的に無償化の取り扱いとなる内容に、改めるものであります。

議案書の下段になりますが、今回の改正規則に付される附則についてであります。附則の1につきましては、施行期日を公布の日からとするものであり、附則の2につきましては、経過措置として、令和7年度分までの給食費については、なお従前の例による旨を規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 月額5,200円が北海道を通じて町に交付されますが、1食で計算すると281円になります。本来、小学校の給食材料費は313円ですので差額の32円分については、町が支援をして無償化を図るという考えをもっております。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第38号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第38号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第10、議案第39号、「幕別町教育支援委員会委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長(甲谷 英司) 議案第39号、「幕別町教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

幕別町教育支援委員会委員につきましては、教育支援委員会における障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒に対して、適切な就学の支援などを行うため、後段にあります幕別町教育支援委員会設置条例、第3条の規定により、教育職員をはじめ医師、

児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員、学識経験者の方々から、25人以内で教育委員会が委嘱することとなっております。

現在は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年の任期で、合計19人の委員に委嘱しておりましたが、これまで委嘱している方のうち、教育職員の退職と児童福祉施設の職員の人事異動に伴い、2名の委員を議案のとおり残任期間まで委嘱するものであります。

新たな委員につきましては、札内中学校校長の「上野 精嗣」氏、札内青葉保育園の「小野川 ともみ」氏、以上2名であり、任期につきましては前任者の残任期間となります令和8年4月24日から令和9年10月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第39号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第39号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第11、議案第40号、「幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長(甲谷 英司) 議案第40号、「幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

幕別町教育支援委員会専門部会につきましては、後段に記載のとおり、幕別町教育支援委員会設置条例第7条の規定に基づき、支援委員会は、相談及び調査を行うため、専門部会を置くことができると、されているものであります。具体的な業務といたしましては、教育支援委員会における児童生徒等の障害の種類、程度の判断に関し、専門部会の部会員が幼稚園や保育所、小学校を訪問し、園児や児童の様子を観察し、子どもに係る情報交換を行うなどの相談・調査等を行っております。

このたび、令和8年4月1日付けの教職員人事異動及び学校における校務分掌等の変更に伴い、各学校から新たな部会員の報告がありましたことから、同条例第7条第2項の規定により、委嘱しようとするものであります。

議案に記載のとおり、明倫小学校教諭の「久保 真希」氏、糠内中学校教諭の「今野 祥吾」氏、以上2名を委嘱するもので、このほか、任期中で継続となる部会員は11名おりますが、新たに委嘱する部会員の任期は、同条例第4条の規定により、前任の残任期間となる令和8年4月24日から令和9年10月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岩谷委員 今回解職が3名で、新たに委嘱するのが2名となっているのは、閉校した学校もあることから1名減となったのでしょうか。

学校教育課長(甲谷 英司) 解職のうち1名の方が途別小学校の教諭でありましたので、その1名が減っております。

笹原教育長 他に質疑等はありませんか。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第40号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第40号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第41号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷 英司） 議案第41号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員につきましては、後段に記載のとおり、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第7条の規定に基づき、所掌事項を遂行するため必要があるときは、推進委員会に調査委員を置くことができるとされているものであります。

10ページをお開きください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員規則第2条の調査委員の区分として、第1号では、いじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、第2号では、いじめの重大事態に係る調査以外における所掌事項とするものであります。

今回は、第2号調査委員の委嘱となりますので、第4条第2号に規定する幕別町立学校の校長及び教員で組織されたものを委嘱しようとするものであります。

9ページにお戻りください。

議案に記載のとおり、札内南小学校校長の「棚橋 亨」氏、札内南小学校教頭の「市川 篤志」氏、まくべつ学園教諭の「柴田 恭兵」氏、札内南小学校教諭の「丸矢 浩輝」氏、糠内中学校教諭の「今野 祥吾」氏、札内東中学校教諭の「矢野 力也」氏、忠類小学校教諭の「川原 俊晴」氏の7名であります。校長先生、教頭先生の選出にあたりましては、それぞれ校長会、教頭会からの推薦、教諭の5名につきましては、各学園から推薦をいただいたものであります。

なお、任期は、令和8年4月24日から令和9年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第41号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、議案第41号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第13、議案第42号、「幕別町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷 英司） 議案第42号、「幕別町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

幕別町部活動地域移行検討委員会につきましては、後段に記載のとおり、幕別町附属機関設置条例第4条の別表において設置が規定されており、所掌事務として、部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関することとなっております。

具体的には、後段に記載の幕別町部活動地域移行検討委員会規則第2条の規定のとおり、「部活動の地域移行に係る調査研究に関すること」、「部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること」並びに「部活動の地域移行に必要な事項に関すること」を行うこととなっております。

このたび、前任者の退職により、欠員が生じたため、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

議案に記載のとおり、札内中学校校長の「上野 精嗣」氏、以上1名を委嘱するもので、このほか、任期中で継続となる委員は9名おりますが、新たに委嘱する委員の任期は、同条例第4条第3項の規定により、前任の残任期間となる令和8年4月24日から令和9年10月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第42号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第42号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第14、議案第43号、「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長(甲谷 英司) 議案第43号、「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の12ページをご覧ください。

幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議につきましては、後段に記載のとおり、幕別町附属機関設置条例第4条の別表において設置が規定されておりますが、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱第1条の規定のとおり、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進と円滑な運営を目的として設置しております。

所掌事務につきましては、条例別表のとおり、小中一貫教育を含む学校教育等についての審議となっておりますが、具体的には、要綱第2条の規定のとおり、「学校教育等に関する方針及び施策に関する事項」、「小中一貫教育に関する事項」並びに「学校運営協議会の実施に関する事項」の情報伝達及び共有、連絡調整を行うこととなっております。

この度、条例別表及び要綱第3条の規定に基づき、各学園の学園長及び学校運営協議会の会長、小中学校及び義務教育学校の小中一貫教育コーディネータ、町PTA連合会代表2名、その他教育長が必要と認める者のうちから、委員を委嘱しようとするものであります。

議案第43号別紙をご覧ください。委員名簿になります。

まず、各学園の学園長になります。

まくべつ学園の「森 浩嘉」氏、糠内学園の「二宮 司」氏、さつない学園の「上野 精嗣」氏、札内東学園の「七田 伸克」氏、ちゅうるい学園の「出村 聖」氏。

次に、各学園の協議会会長になります。

まくべつ学園の「森 廣幸」氏、糠内学園の「橋詰 一也」氏、さつない学園の「岡田 義行」氏、札内東学園の「堀川 貴庸」氏、ちゅうるい学園の「鳥毛 浄生」氏。

続いて、小中一貫教育コーディネータになります。

まくべつ学園(前期課程)主幹教諭の「杉澤 諭」氏、まくべつ学園(後期課程)主幹教諭の「島田 裕行」氏、糠内小学校教諭の「藤川 晶子」氏、明倫小学校教諭の「中村 悠二」氏、糠内中学校教諭の「柴田 悠二」氏、札内南小学校教諭の「金谷 智皓」氏、札内中学校教諭の「小山 知子」氏、白人小学校教諭の「田中 史啓」氏、札内北小学校教諭の「渡邊 毅広」氏、札内東中学校教諭の「川原 すみれ」氏、忠類小学校教諭の「山内 拓也」氏、忠類中学校教諭の「谷 早玖羅」氏。

続いて、幕別町PTA連合会の代表になります。

会長の「谷山 光一」氏、事務局長の「角田 裕司」氏、以上の合計24名であります。

議案書の12ページにお戻りください。

任期は1年であるため、今年度の委員の任期は、令和8年4月24日から令和9年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第43号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第43号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第15、議案第44号、「幕別町学校運営協議会委員の任命について」、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷 英司） 議案第44号、「幕別町学校運営協議会委員の任命について」、ご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

幕別町学校運営協議会委員につきましては、中段に記載のとおり、幕別町学校運営協議会規則第3条第2項の規定により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命するとされているものであります。

下段をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定になりますが、第2項第1号で「対象学校の所在する地域の住民」、第2号で「対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者」、第3号で「地域学校協働活動推進員その他の学校の運営に資する活動を行う者」、第4号で「その他教育委員会が必要と認める者」となっております。

このたび、新年度に入り、PTAの役員改選により、欠員が生じたため、学園長から新たな委員の推薦のありましたことから、委員を任命するものであります。

議案に記載のとおり、さつない学園の「佐藤 麻衣子」氏、ちゅうるい学園の「中村 啓光」氏、以上2名を任命し、それぞれ選出区分欄に記載しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項各号に該当する区分になります。

このほか、任期中で継続となる委員は39名おりますが、新たに任命する委員の任期は、同規則第4条の規定により前任の残任期間となる、令和8年4月24日から令和9年1月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第44号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第44号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第16、議案第45号、「幕別町スポーツ推進委員の委嘱について」、説明を求めます。

生涯学習課長（木村 純一） 議案第45号、「幕別町スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の14ページをご覧ください。

本件は、幕別町スポーツ推進委員の任期が満了になりますことから、議案書にありますとおり12名の方々を委員として委嘱しようとするものであります。

下段にスポーツ基本法抜粋を掲載しておりますが、第32条第1項で、スポーツ推進委員は、スポーツ推進体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解を有し、職務に対し必要な熱意と能力を有する者の中から委嘱するものとされております。

また、同条第2項では、スポーツ推進委員は、関係する事業の実施に係る連絡調整と住民に対するスポーツの実技指導や助言を行うものとされております。

また、15ページになりますが、幕別町スポーツ推進委員規則第3条において、委員の定数は12人以内、第4条において任期を2年と規定しております。

14ページにお戻りください。

今回は、現在委嘱している12名全員を継続して委嘱しようとするものであり、委員の平均年齢は55歳、女性委員は12名中4名であります

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第45号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第45号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第17、議案第46号、「幕別町図書館協議会委員の委嘱について」、説明を求めます。

図書館長(川瀬 真由美) 議案第46号、「幕別町図書館協議会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の16ページをご覧ください。

図書館協議会委員につきましては、後段に記載しております幕別町附属機関設置条例第4条の別表において、設置が規定されており、所掌事務として、図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関することについて、意見を述べていたたくこととしており、同じく別表にあります、委員の構成につきましては「識見を有する者」、「公募による者」、「教育長が必要と認める者」の3つの区分により10名の方を委嘱しております。

議案書の中段、2つめの※印になりますが、このたび「識見を有する者」の区分により選出の、幕別小学校の教頭でありました「藤川 敦」委員が、人事異動により町外校に転出されましたことから、藤川委員を解嘱し、後任として、札内北小学校の「斉藤 雅彦」教頭を委員として委嘱しようとするものであります。

委員の任期につきましては、条例第4条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和8年4月24日から令和9年1月15日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第46号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 質疑なしと認め、議案第46号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第18、議案第47号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、この他、皆さんから何かございませんか。

(ありません)

笹原教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これもちまして、令和8年第5回幕別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。